



見守りの仕組みづくり マニュアル

**平成26年3月
福岡市社会福祉協議会**

<< 目 次 >>

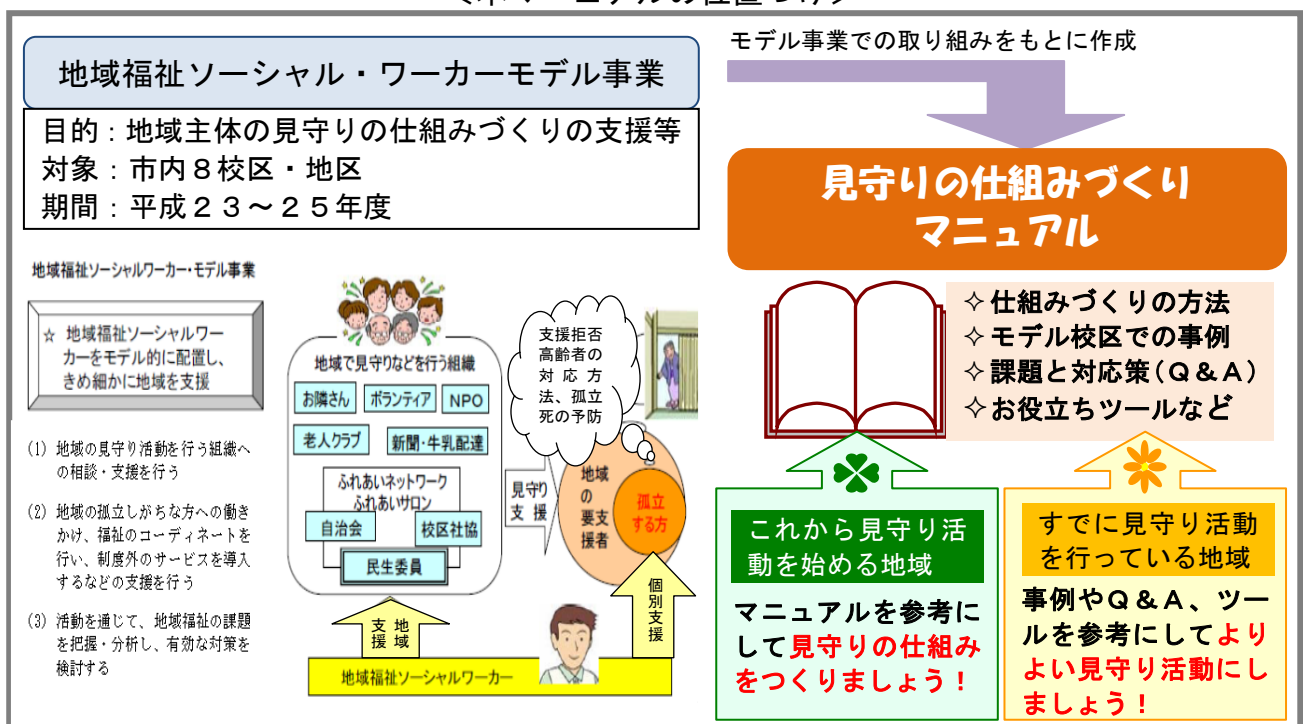
第1章	マニュアルの性格や使い方	1
1.	マニュアルの性格	1
2.	見守りの目的	2
3.	見守りの仕組みづくりの過程	2
第2章	ステップごとの取り組み	4
1.	ステップ1 推進体制を整えましょう	4
2.	ステップ2 話し合いの場を持ちましょう	8
3.	ステップ3 見守りの仕組みを決めましょう	12
4.	ステップ4 見守り活動を実施し、情報交換をしましょう	22
第3章	お役立ちツール	30
1.	ワークショップ	30
2.	住民アンケート	32
3.	見守りマップ	35
4.	対象者への同意書	37
5.	協力依頼書	40
6.	活動マニュアル	41
7.	見守り活動記録	43
8.	見守りボランティア募集チラシ	46
9.	不在にしますカード	47
10.	見守り活動PRチラシ	48
第4章	参考資料	49

第1章 マニュアルの性格や使い方

1. マニュアルの性格

- 福岡市社会福祉協議会では、福岡市から「地域福祉ソーシャルワーカー・モデル事業」（以下、「モデル事業」という。）を受託し、平成23～25年度にかけて市内8校区・地区（以下、「モデル校区」という。）で、地域を主体とした見守りの仕組みづくりの支援を行いました。
- このマニュアルは、これらのモデル校区で実践した見守りの仕組みづくりの手法等を、他の地域でも参考にできるように作成したものであり、自治会・町内会や校区社協の関係者、民生委員をはじめとした、地域で見守り活動を行う人（地域活動者）に利用していただくものとして作成しました。
- モデル事業での具体的な取り組みは校区ごとに違いがありますが、仕組みづくりの過程には共通点があります。このマニュアルでは、その共通点を、ステップ1～4の4段階で整理しました（3頁参照）。
- この4つのステップごとに、取り組みのポイントや、モデル校区での取り組み事例、課題とその対応策（Q&A）を整理しました。
- また、モデル校区で開発した見守り活動に役立つツールや手法も紹介しています（第3章参照）。
- これから見守りの仕組みづくりを始める地域では、このマニュアルを参考に組み立ててみてください。
- また、すでに見守り活動を実践している地域においても、自分の地域の課題解決やよりよい活動のために、モデル校区での事例やツールなどを参考にしてください。

<本マニュアルの位置づけ>



2. 見守りの目的

見守り活動は、今後、増え続ける社会的に孤立しがちな単身高齢者等の地域生活を支える基盤となる活動です。

見守りには、以下の5つの機能（目的）があります。

見守りの機能（目的）

1. **早期発見**（安否の確認、認知症や虐待が予見される変化への察知など）
2. **早期対応**（いきいきセンター、ケアマネージャー等必要なところへの連絡）
3. **安全安心**（不安や孤独感を軽減したり安心感を与える働きかけなど）
4. **危機管理**（悪質商法の被害などの予防）
5. **情報支援**（生活に必要な情報提供や助言など[※]活用できる制度・事業の情報など）

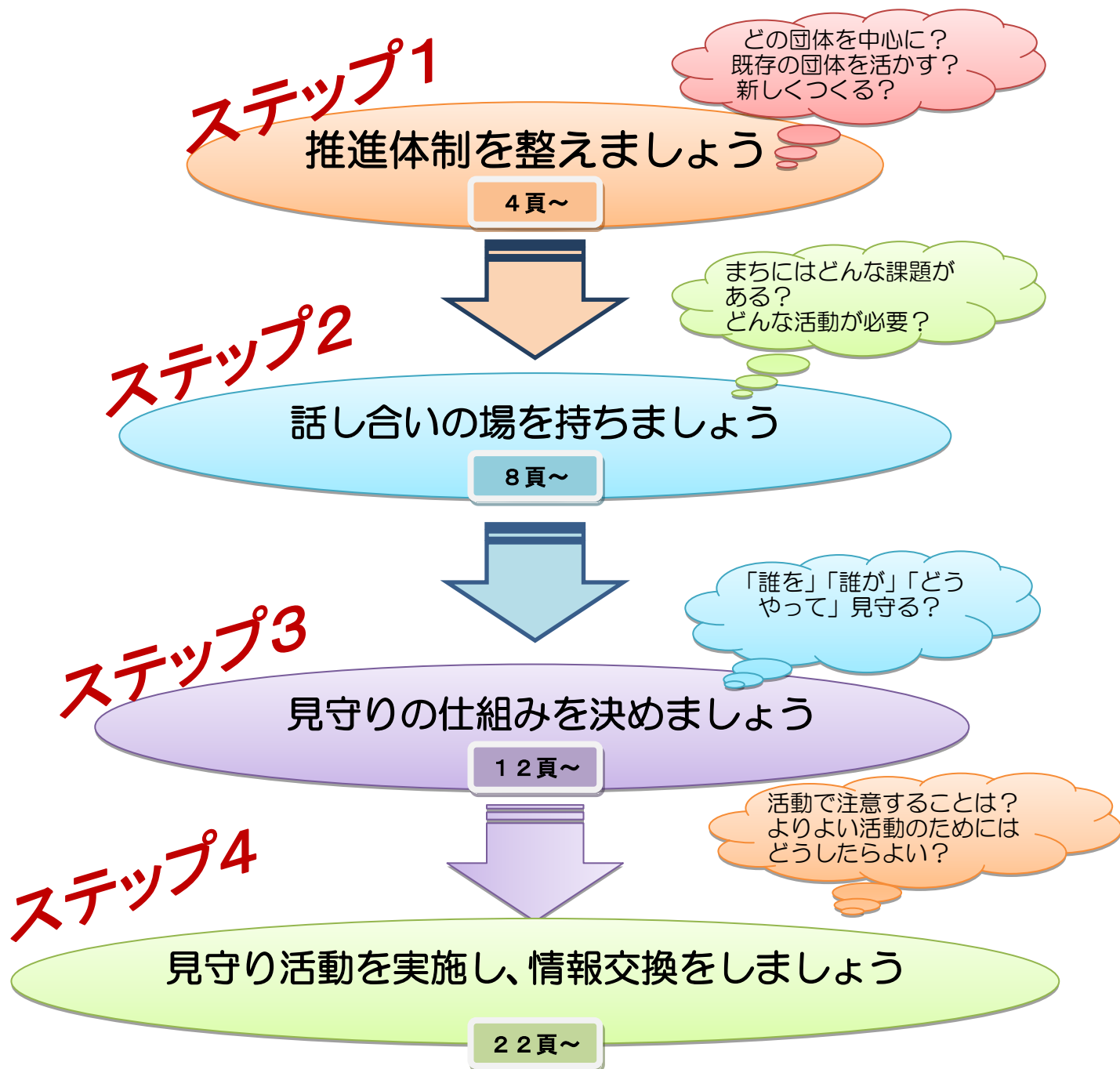
上記の目的達成のためには、近隣住民による見守り活動をより手厚くし、さらに様々な住民や地域団体、企業などが主体的に関わり、重層的で精度の高い見守りの仕組みをつくる必要があります。

3. 見守りの仕組みづくりの過程

見守りの仕組みづくりは、次頁に示す4つのステップで進めることができます。

ステップごとの取り組み方法や事例などについて、第2章で詳しく整理していますので、参考にしてください。

<見守りの仕組みづくり～4つのステップ～>



第2章 ステップごとの取り組み

ステップ1 推進体制を整えましょう

【取り組みのポイント】

- ◎見守り活動は地域住民の「つながりづくり」です。地域住民のつながりは、特定の役員・団体だけで取り組めるものではなく、地域が一体となって取り組む必要があります。
- ◎様々な地域団体が一体となって「つながりづくり」に協力できる体制をつくり、地域ぐるみで見守り活動に取り組むことについての合意を形成しましょう。
- ◎地域にはもともと「つながりづくり」や「見守り」に関わっている団体（自治会・民生委員・校区社協・老人クラブ…）があります。これらの団体を中心に、情報を共有し協力しあえるような体制をつくりましょう。
- ◎見守りの仕組みづくりのために新たに組織をつくって体制を整える方法もあれば、既存の組織等を活用する方法もあります。校区や自治会の状況に合わせてどちらの方法がよいか、考えてみましょう。
- ◎見守り活動について理解が進んでいない地域・団体等がある場合は、見守りの必要性を理解してもらうための説明会や、先進校区の事例発表などの研修会を実施し、理解を深めてもらうことも必要です。

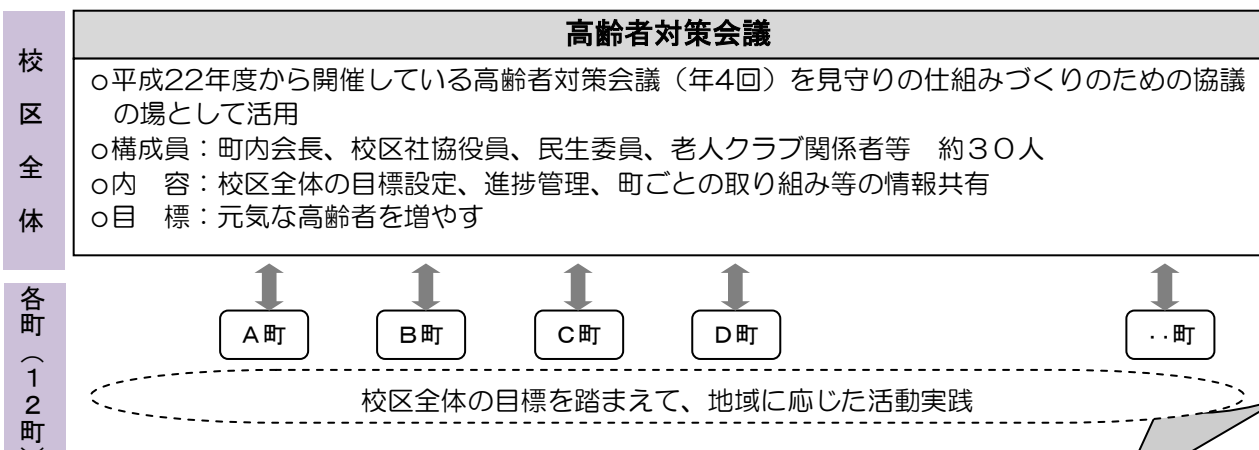
【モデル校区での事例】

ピックアップ

既存の組織等の活用（高齢者対策会議） 【西陵校区】

- ◇既存の会議体（高齢者対策会議）を活用。
- ◇見守りの仕組みづくりのため、3回シリーズの座談会を実施。
- ◇推進体制：具体的な見守り活動等の取り組み⇒町ごと
校区全体での目標設定、進捗管理・情報共有⇒高齢者対策会議

《高齢者対策会議の位置づけ》



新たな会議体の組織化①（つながりマップ実行委員会）【城浜校区】

- ◇見守りの仕組みづくり推進のために、地域各団体から委員を選出し、新たに組織化。
- ◇推進体制：校区全体で推進（校区全体で方向性を決めて各町内ができるだけ足並みを揃えて取り組む）。

《つながりマップ実行委員会の位置づけ》

校
区
全
体

つながりマップ実行委員会

- 見守りの仕組みづくりを協議するために新たに組織
- 構成員：町内会長、校区社協役員、民生委員、老人クラブ関係者等 約30人
- 内 容：校区全体で取り組み方針や活動方法等を決定、各町の進捗管理
「つながりマップ会議」：実行委員会の定例会（月1回）
「企画委員会」（実行委員会の代表者会議）：定例会の企画・準備
- 目 標：孤立を防ぐ～長期間発見されない孤立死をなくす～



校区全体で推進
(15町)

新たな会議体の組織化②（地域福祉“5愛”推進会）【東花畑校区】

- ◇平常時・災害時を問わず、高齢者等を地域で支える体制づくりに取り組んでいくため、関係団体の代表者からメンバーを構成し、新たに組織化。
- ◇推進体制：校区全体で推進（校区全体で方向性を決めて各町内ができるだけ足並みを揃えて取り組む）。

《地域福祉“5愛”推進会の位置づけ》

校
区
全
体

地域福祉“5愛”推進会

- モデル事業の推進・協議の場として新たに組織
- 構成員：校区7団体（自治協議会、町内会連合会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自主防災・防犯協議会、シニアクラブ連合会、公民館）の代表者9人
- 内 容：体制づくりの進め方やワークショップの企画・振り返りなど、校区での取り組みについて検討・協議（毎月1回）
- ※5愛とは、「出会い・知り合い・認め合い・助け合い・喜び合い」の5つの“あい（愛）”を指しています。



校区全体で推進
(14町)

Q 1-1

体制づくりをどのようにしたらいいかわからない。

A 1-1

地域の状況に応じた体制づくりをしましょう。

- ◇モデル校区では、校区の風土や各種団体の活動状況などを考慮しながら、他地区の事例などを参考に、活動者の方々と一緒に地域の実情に応じた推進体制づくりを考えました。
- ◇また、校区の各種団体や校区・町のキーパーソンに見守り活動に対する理解・協力を求める説明など、必要に応じて地域福祉ソーシャルワーカーが支援しました。

Q 1-2

見守りの必要性を理解していない人が多い。どうしたら理解を深めることができるか？

A 1-2

研修会で地域の理解を深めましょう。

- ◇モデル校区では、見守りの必要性について地域の人に理解を深めてもらうために、研修会を開催しました。
- ◇モデル校区では、校区や町内の高齢化率の現状や今後の推移を可視化（見える化）し、見守りの必要性を分かりやすく説明したり、孤立死の実態を伝えるなど、地域住民の見守りの関心が高まるような働きかけを、地域福祉ソーシャルワーカーが行いました。
- ◇また、特に理解を深めてほしいキーパーソンには、地域福祉ソーシャルワーカーが個別に話し合いを重ね、理解を得ることができました。

Q 1-3

見守りの仕組みづくりが進みやすい地域はどんなところ？

A 1-3

住民同士のつながりが強い地域は見守りの仕組みづくりもスムーズに進みます。以下のような風土づくりに取り組みましょう。

- ◇今回のモデル事業を通じて、見守りの仕組みづくりが進みやすい地域には次のような特徴があることがわかりました。これらの要素がないと見守りの仕組みづくりはできないということではありませんが、住民同士のつながりが強い地域は見守りの仕組みづくりもスムーズに進みます。
- ◇見守り活動の基盤として、地域の皆さんが協力しあって、このような風土をつくっていきましょう。

☆お住まいの地域の「見守り風土」を確認する方法として、ワークショップでの意見交換や住民アンケートがあります。できるだけ多くの住民の方の意見を聞くことで、地域の特徴が見えてきます（ステップ2参照）。

＜見守りの仕組みづくりが進みやすい地域の特徴（見守り風土）＞

- ◆地域住民同士がお互いのことを話題にしている。隣近所に関心があり、困りごとにも気づきやすい。
- ◆挨拶・声かけが自然とできている。ちょっとした助け合いがなされている。
- ◆家族に認知症や障がい者がいることを他人に話している。
- ◆地域行事や交流事業が年2回以上行われており、参加者が多い。
- ◆いきいきセンターや医療機関等の専門職を民生委員以外の住民が把握している。



(メモ)

[illegible]

ステップ2 話し合いの場を持ちましょう

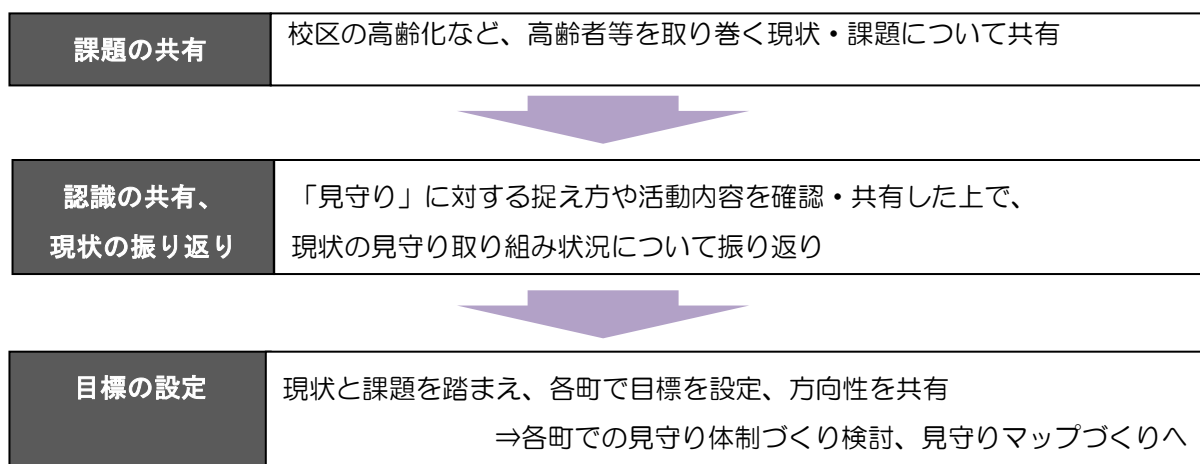
【取り組みのポイント】

- ◎推進体制が整ったら、各種団体や住民を巻き込んで自分の地域の見守り状況・地域の福祉課題を確認し合う場を持ちましょう。自分の地域を改めて知ることや課題の共有は見守りの必要性を再認識するためにも大変重要です。
- ◎同じ地域に住んでいる人たちは、どんなことを不安に思っているのか、何に困っているのか、話し合ってみましょう。同じような不安・困りごとが出てくれば、それは「地域が抱える課題」です。
- ◎課題が共有されると、「こんなふうになればいい」「こういう取り組みがあれば安心できる」といった解決策につながるヒントも住民から出てきます。それが地域の目指す姿につながっていきます。
- ◎「見守られる人」がどんなことで困っているのか、どんな支援を希望しているのか等を知ることが、取り組みを進める上でも大切です。住民アンケートをして、「見守られる人」の不安や困りごと、思いを聞いてみるのも一つの方法です。
- ◎自分たちの地域（校区・自治会）が目指す姿を「地域の目標」として明確にし、住民に周知することで、今後取り組みを進める上での方向性が共有できます。
- ◎会議を開催することは活動者の負担も伴いますが、話し合うことで情報も共有でき様々なアイデアも生まれます。話し合いは実践を生み出す源です。

校区単位でのワークショップ（※１）【東若久校区】

◇モデル事業初年度に、見守り活動を推進する各町のリーダー（自治会長、民生委員、社会福祉委員、シニアクラブ会長等）で集まり、ワークショップを実施。校区を取り巻く現状と課題を共有し、今後の取り組み目標等を協議。⇒30頁参照

《ワークショップの流れ》



（※１）ワークショップ

様々な立場の人が参加しお互いの意見を出し合い、学び合ったり創り出したりする、話し合いの手法の一つ。

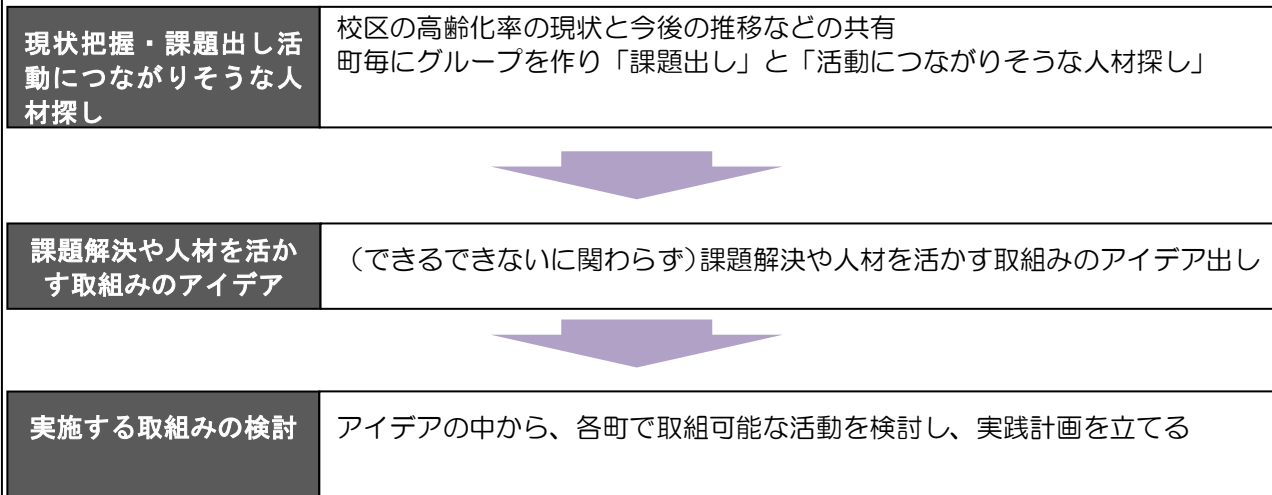




町内単位での座談会 【西陵校区】

◇校区の既存の組織「高齢者対策会議」（年４回）を活用。各町の高齢者のことに詳しい方に集まってもらい、各町の課題や解決策を協議する座談会を開催（全３回）。⇒[31頁参照](#)

《座談会の流れ》



Q 2-1

話し合いの場の持ち方がわからない。

ワークショップ等の話し合いの場を持ちましょう。⇒30～31頁参照

☆モデル校区では、校区の状況に合わせてワークショップ等を開催しました。

☆また、ワークショップなどの新しい会議が設定できない場合には、すでに地域で開催されている会議などを利用し、活動者に負担がかからない方法も実施しました。

Q 2-2

見守り対象者（見守られている人）がどんなことで困っているのか、わからない。困りごとを把握するにはどうしたらよいか？

A 2-2

住民アンケートをやってみましょう。⇒32～34頁参照

☆モデル校区では、「どんな活動があるといいか」や「どんなことで困っているか」などについて住民アンケートを行い、見守り対象者等の住民の困りごとを把握しました。アンケート項目は活動者の方々の意見を取り入れながら、地域福祉ソーシャルワーカーが作成しました。

☆アンケート結果を基に、高齢者のニーズが高い内容から実践につなげることができました。



ステップ3 見守りの仕組みを決めましょう

【取り組みのポイント】

- ◎見守りの必要性や課題、自分たちの校区（町）でどう見守りを進めていくか見えてきた段階で、見守りの仕組みを決めましょう。
- ◎ここで言う仕組みとは「どんな人を」「誰が」「どうやって」見守るかということです。自分たちの校区や町内でどういった見守り活動ができるのか、話し合って決めましょう。
- ◎「どんな人を」見守るかを決める場合、お互いが気になる人を出し合ったり、また、住民に見守り希望調査をする方法もあります。気になる人を出し合うときは、住宅地図を活用すると効果的です。
- ◎「誰が」見守りをするかを決める場合、見守り対象者と関わりがある人や近隣住民に協力をお願いしたり、各団体や自治会役員等で役割分担をしたり、新たにボランティアを養成する方法もあります。「どうやって」見守るかと併せて「誰が」見守るかを検討すると良いでしょう。
- ◎見守りをする人が異変などに気づいたときに、地域の誰に第一報を入れるか決めておくと、見守りをする人も安心して活動できます。

【モデル校区での事例】

ピックアップ

個別担当制の見守り 【城南校区】

●茶山6丁目（笑いあい隊）

【概要】地域でボランティアを募り、その地域特性（居住形態や住民年齢層など）に合った見守りをする地域ボランティア組織「笑いあい隊」を立ち上げ、同意を得た対象者（見守られ隊）への訪問と非同意者を含めた高齢者への目配り・気配り活動を実施。

〈笑いあい隊の活動〉

	ペアリング訪問による見守り	目配り・気配りによる見守り
誰を（対象者）	見守られ隊 （同意書提出者）	左記の訪問見守り対象者 その他の気になる人（非同意者を含む）
誰が（活動者）	見守り隊員担当者	見守り隊員
どのように	見守り隊員と見守られ隊の組み合わせを決めて月1回以上、定期的に訪問、記録 要保護者台帳（※2）による管理・更新	家の外からのさりげない見守り（郵便物や電灯点灯、カーテン開閉等の状況確認）、声かけ・挨拶、広報物の配布

（※2）要保護者台帳

茶山6丁目独自の取組。同意者から提出された情報、非同意者から提供された情報（本人同意内容のみ）をデータ化し、緊急時に使用する基礎情報台帳。なお、町内を4ブロックに分けており、それぞれのブロック班長が台帳の管理をしている。



「団体協力型による訪問見守り」と「さりげない見守り」 【東若久校区】

【概要】 関係団体が協力して、同意を得た対象者への個別訪問による見守りを定期的を実施。あわせて、非同意の気になる人も含めた「さりげない見守り」を住民とともに実施。

	訪問による見守り	さりげない見守り
誰を（対象者）	○災害時要援護者（同意あり） ○その他の気になる人（同意あり）	○左記の訪問見守り対象者 ○その他の気になる人（同意なし）
誰が（活動者）	自治会役員、民生委員、シニアクラブ、 社会福祉委員（※３）	左記の訪問見守り活動者、組長、近隣 住民
どのように	見守り活動者が協力・分担して、定期 的に訪問（月１～２回程度）	家の外からのさりげない見守り（郵便 物や電灯点灯、カーテン開閉等の状況 確認）

（※３）社会福祉委員

東若久校区独自の役職(名称)。各町での見守り活動および校区社協事業に関わるボランティアで、各町より１～２名選出。



自治会活動等の機会を活用した見守り 【城浜校区】

【概要】 定期的に行っている自治会活動等の機会を活用して、声かけ・安否確認を実施。

誰を（対象者）	○見守りカルテ（※４）の提出者（同意あり） ○その他の気になる人（同意なし）
誰が（活動者）	自治会役員（各棟の組長が中心）
どのように	町内清掃や共益費徴収時に声かけ・安否確認、欠席者への個別訪問 （月１～２回程度）

（※４）見守りカルテ

城浜校区で独自に作成した、見守り対象者となることへの同意書と緊急連絡先の届出書を兼ねた様式（３７～３８頁参照）。

団地の特性を活かしたさりげない見守り 【金山団地町内会】

【概要】訪問の見守りに加え、自治会関係者と見守り活動の賛同者が、見守りが必要な人を日頃から気にかける安否確認を実施。

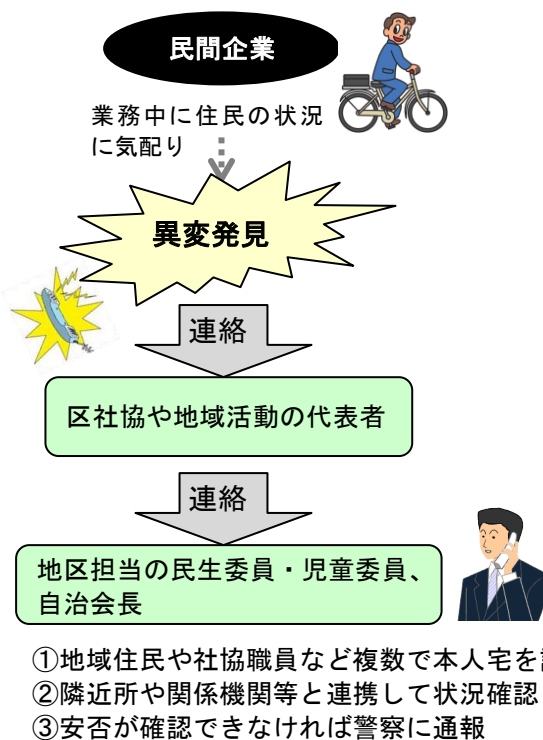
誰を（対象者）	見守りが必要な気になる高齢者及び障がい者（非同意）
誰が（活動者）	自治会役員及び委員、民生委員、ボランティア
どのように	自宅のベランダや窓から目視ができる対象者宅の見守り（電灯点灯、カーテンの開閉等の状況確認）、同階段や同棟の郵便物の確認

民間企業等と連携した見守り 【周船寺校区】【城浜校区】

☆地域住民による見守りのほか、地域に関わりの深い民間企業等（配達業者、医療機関、スーパー、コンビニ、個人商店等）と連携した見守りの仕組みを構築。

☆民間企業等が業務中に住民の状況に気を配り、異変があれば区社協、地域活動の代表者等に連絡。

《民間企業等との連携》



ふれあいサロンの機会を活用した安否確認 【大原校区】

☆見守り対象者に、ふれあいサロンに参加してもらうことで安否確認（対象者に『出てきてもらう』見守り）。

☆サロン欠席者には個別に安否確認を実施。



誰を（対象者）	サロン利用者
誰が（活動者）	サロンボランティア、サロン利用者
どのように	・サロン（月1～2回）での安否確認 ・サロンで顔見知りになることで、日常的にも声かけ・安否確認ができる関係になる ・欠席の場合には、個別に欠席理由等を聞き、安否確認 ・サロン開催のチラシを、ボランティアだけでなく利用者にも渡し、参加の勧誘を依頼、利用者同士の主体的な見守りにつながる

【ステップ3 Q & A（課題と対応策）】

Q & A

Q 3 - 1

見守りの仕組みをどう決めたらいいかわからない。

A 3 - 1

地域の状況を踏まえ、他地区の事例も参考にしながら仕組みづくりに取り組んでみましょう。

☆モデル校区では、校区や町内の状況に合わせた見守りの仕組みを構築しました。他地区の仕組み（「誰が」「誰を」「どのように」見守りをしているか）や役立つツールを、地域福祉ソーシャルワーカーが提供し、活動者の方々と、見守りに活用できる地域活動や協力してくれる人材等について話し合い、各モデル校区で地域に合った仕組みづくりを行いました。

Q 3-2

「見守りが必要な人」とは、どういう人かわからない。

A 3-2

住民同士で情報を出し合って、気になる人を探してみましょう。⇒35～36頁参照

- ◇見守りが必要な人とは、「孤立死の恐れがある人」（何か異変があっても気づいてくれる人が少ないと思われる人）や「病気や障がいなどにより生活に不自由を抱えている人」などです。
- ◇地域の地図を見ながら、自分の地域に住んでいる人に思いを巡らせると、「気にかかる人」が出てきます。
- ◇住民が持っている情報を出し合うだけで、多くの情報が集まります。さらにその情報を地図に落とすことで、情報の可視化（見える化）ができます（見守りマップ）。
- ◇モデル校区では、地域福祉ソーシャルワーカーが情報交換の場の企画や進行、住宅地図の準備、他地区の対象者選定基準等の情報を提供するなど、「見守りが必要な人」の発掘につながる働きかけを行いました。

Q 3-3

「見守りが必要な人」を「見守り対象者」とするためには、どのように同意を取ればよいか？

A 3-3

「見守りが必要な人」に見守り活動の目的や活動内容を説明し理解を求めましょう。

- ◇「見守りが必要な人」本人に同意をとる方法は、口頭での確認、書面での確認など様々なやり方があります。
- ◇モデル校区では、見守りの必要性や見守りの内容を理解してもらうために、チラシ等（48頁参照）を作成し説明に活用したところもありました。
- ◇また同意を取る際に、いざというときに備えて本人から緊急連絡先などの個人情報を提出してもらう「見守りカルテ」（37～38頁参照）を作成した校区もありました。地域福祉ソーシャルワーカーは、活動者の意見を取り入れた様式の作成、配付、回収、管理方法を活動者と一緒に考えました。
- ◇見守りに同意しない人へは、外からのさりげない見守り（19頁 A3-10参照）から始め、徐々に信頼関係を築きながら、同意を働きかけましょう。

Q 3-4

見守り活動はしているけど、誰が誰を見守っているかわからない。

A 3-4

見守りマップで整理しましょう。⇒35～36頁参照

- ◇モデル校区では、見守りカルテ（37～38頁参照）等で把握した対象者の情報や、見守っている活動者の情報を「見守りマップ」として整理して可視化（見える化）し、関係者で情報を共有しました。
- ◇各団体が行っている見守り活動の情報を出し合い、一枚のマップに表すことで、対象者や協力者の情報が整理でき、見守りの役割分担にも参考になります。マップを活用して情報を整理することは、地域福祉を進める手法の一例です。
- ◇モデル校区では、地域福祉ソーシャルワーカーがマップ作成の場の企画や情報交換の進行、住宅地図の準備を支援しました。

Q 3-5

見守り活動の方法や個人情報の共有の考え方が人によって違う。どうやって整理・共有したらよいか？

A 3-5

ルール等について確認し書面化したり、マニュアルを作りましょう。⇒41～42頁参照

- ◇モデル校区では、活動方法や個人情報共有のルール等について協議した結果を各種マニュアルとして地域福祉ソーシャルワーカーが整理しました（見守り活動マニュアル、ふれあいネットワーク活動個人情報の手引き 等）。マニュアルとして可視化（見える化）することで関係者で内容を共有することができ、活動する人が代わっても仕組みを継続することができます。
- ◇作成にあたっては、地域福祉ソーシャルワーカーが企画・構成等を活動者の方々と一緒に考え、素案の作成を支援しました。

Q 3-6

自治会長が交替し、活動が停滞した。地縁組織での役員等の交替に影響されない仕組みづくりはできないのか？

A 3-6

ボランティア中心の見守り組織も立ち上げてみましょう。

- ◇地域の見守り活動の中核となるキーパーソンは、その多くが自治会長等の地縁組織の人ですが、これらの人には任期があるため、人の交替によりその後の見守り活動が停滞してしまうこともあります。

◇モデル校区では、自治会長等の地縁組織の人による見守り活動以外に、ボランティア中心の見守り組織を設立しました。ボランティアは地縁組織の役員のように任期がないため、比較的活動者の入れ替わりが緩やかです。（12頁 事例「個別担当制の見守り」参照）。

Q 3-7

（団地の場合）同じ階段か棟の人しかあまり顔を合わせなかったり、お互いに知らなかったりする。団地での見守りはどうしたらよいか？

A 3-7

階段・棟単位での見守りの仕組みを作りましょう。

◇モデル校区（公営団地）では、清掃等の自治活動の最小単位である階段や棟を単位として、団地での見守りの仕組みを構築しました。団地では、階段の位置やエレベータの有無等の建物の構造等が近隣関係に影響します。このようなことも考慮しながら、住民同士のつきあいが比較的濃密な単位で仕組みづくりをすると活動がスムーズに進みます。

◇モデル校区ではこの他にも、住民同士の関係性や自治会活動（町内清掃、共益費徴収、市政だよりの配付など）などを考慮した見守りの仕組みを、活動者の方々と一緒に考え、実践を支援しました。

◇身近な地域活動を一度整理してみましょう。見守りに活用できる活動が、見つかるかもしれません。

Q 3-8

自治会活動等で自然な見守りはできているけど、仕組みになっていない。継続できる仕組みにするにはどうしたらよいか？

A 3-8（1）

見守りを自治会活動として位置づけるのも一つの方法です。誰が何をするか、明確にしましょう。

◇モデル校区では、自治会活動等で顔を合わせる機会等を活用した自然な見守りができている地域について、活動が安定的に継続されるよう、キーパーソンである組長の役割として「見守り」を位置付けたところもあります（町内清掃や共益費徴収等の機会に声かけや安否確認等の見守りなど）。

◇組長に「誰を」「どんな風に」見守ってほしいかを示した「協力依頼書」を作成しているモデル校区もあります⇒40頁参照

A 3-8（2）

自然に行われている助け合い活動を仕組み化しましょう。

◇助け合い・支え合いが根付いている地域では、ゴミ出し支援などが自然に行われています。

◇モデル校区では、自然に行われていたゴミ出し支援をベースに仕組みを作りました。ゴミ捨て

希望者・支援者をアンケートで募り、組み合わせを決め、玄関前にゴミが出ているかどうかで安否を確認し、出ていなければ声かけをしています。

Q 3 - 9

住民以外にも見守りに協力してもらいたい（重層的な見守りにしたい）。どのような方法があるか？

A 3 - 9

民間企業等と連携してみましょう。

- ◇モデル校区では、重層的な見守りの仕組みづくりの一環として、配達業者等の民間企業等と連携を行いました（14頁 事例「民間企業等と連携した見守り」参照）。
- ◇配達業者等が業務を行うついでに住民の安否確認を行うものであり、自治会等の地縁組織や、ボランティア等の志縁組織による見守りとは別の方法による見守りが期待できます。
- ◇地域に密着している医療機関、配達業者と連携しているモデル校区もあります。医療機関からは、「退院する人を地域で見守ってほしい」と相談が入ったり、配達業者からは「何度訪問しても連絡が取れない」と連絡が入り、活動者と一緒に安否確認を行ったケースもあります。
- ◇モデル校区では、他地区での事例を参考にした仕組みの提案や、民間企業への協力依頼などを地域福祉ソーシャルワーカーが地域の方と一緒に行いました。

Q 3 - 10

人間関係が希薄だから訪問は難しい。訪問しないと見守りはできないのか？

A 3 - 10

外からのさりげない見守りから始めましょう。

- ◇モデル校区では、訪問での見守りが難しい場合には、さまざまな方法で外からさりげなく安否確認をして見守る仕組みを作りました。外からのさりげない見守りの主なものは、以下のとおりです。これらを参考に地域に合った確認方法を決めて、地域活動者や住民によるさりげない見守りに取り組みましょう。

<「外からのさりげない見守り」での主な確認方法>

- ◆新聞や郵便物が溜まっていないか
- ◆室内電灯が点いているか（消えているか）
- ◆カーテンが開いているか（閉まっているか）
- ◆洗濯物が干しっぱなしでないか
- ◆ゴミが決まった日に出されているか
- ◆散歩・買物等の日課が行われているか など

「見守り」は「見張り」ではありません。対象者の気持ちにも配慮して、「さりげない見守り」をしましょう。

- ◇このほか、本人が同意している場合には、目印（黄色い旗）をあげて周囲に自分の安否を知らせる仕組みを作ったモデル地区や、見守りチェック表（43～45頁参照）を作成し、活動の

確認や報告がしやすいように取り組んでいるモデル地区もあります。

◇モデル校区では、他地区の事例などを参考に、居住形態に合わせた確認方法を、地域福祉ソーシャルワーカーが提案しました。また、イラストで見守りのポイントを分かりやすく示したマニュアルも作成しています。⇒41～42頁参照

Q3-11

一部の人しか活動に関わってくれない。見守り活動者を増やすにはどうすればよいのか？

A3-11(1)

様々な場面で活動のPRをしましょう。

◇校区、町内を挙げて見守り活動に取り組んでいることを根気強くPRすることで、住民に浸透していきます。

◇モデル校区では、校区の夏祭りで見守り活動PRのブースを設け、広く校区住民に協力を呼びかけました。また、必要に応じて地域福祉ソーシャルワーカーが住民に説明や見守り活動のチラシを配付するなどの活動を行いました。⇒48頁参照

A3-11(2)

ボランティア講座を開催しましょう。

◇活動に関わってくれる人を増やす方法の一つに、ボランティア講座があります。

◇モデル校区では、ボランティア講座の受講生で、「絵手紙の会」を結成しました。

◇この会は、趣味活動だけではなく、校区社協に属するボランティアグループです。作成した絵手紙は、活動者を通じて見守り対象者に配付しています。見守り対象者は絵手紙の配付を心待ちにしており、活動者にとっても訪問のきっかけとして役立っています。

A3-11(3)

新しい訪問活動を企画してみましょう。

◇住民の関心が高い話題や地域で活発な活動等を発展させて訪問活動の企画を考えることも一つの方法です。

◇モデル校区では、新たな活動者を増やすために、花の苗を高齢者に訪問配布する活動を、地域福祉ソーシャルワーカーが企画しました。見守りそのものを目的とするのではなく、花の苗を配る活動なので、参加への抵抗感が少なく、気軽にたくさんの方が参加しました。

A3-9 (4)

見守りに協力しやすいツールを開発してみましょう。

☆モデル校区では、地域福祉ソーシャルワーカーが学生と協力し、孤立死等を発見したときの連絡先を記載したバッジとカードや配達員見守りハンドブックを作成しました。ツールを配布するときも、学生が関わることで、高齢者や見守りに関心の少ない関係者や住民にも協力してもらいやすくなります。

<孤立死等を発見したときの連絡先を記載したバッジとカード>



☆バッジやカードは「福岡市見守りダイヤル」を先行して実施したもので、大学生が作製したイラストもそのまま福岡市で使用されています。

<配達員見守りハンドブックとチェック表>



ステップ4 見守り活動を実施し、情報交換しましょう

【取り組みのポイント】

◎校区または町内の見守りの仕組みが決まったら、さっそく実践ですが、その前に・・・

- 見守りが必要と思われる住民を訪問し、地域での見守り活動について説明し、見守りを
してよいか同意を得ましょう。
- 見守りに同意されない方もいます。そのような方には、まずは外からのさりげない見守
りから始めたり、その方と信頼関係がある人から状況を確認するなどしましょう。

◎見守り活動に直接携わらない住民にも、見守り活動について周知すると、身近な地域活動と
して認知され、見守り活動に協力する人が出てくるきっかけにもなります。広報活動を積極
的に行うことは対象者を掘り起こし、協力者を広げるためにも効果的です。

◎訪問による見守りの場合は、特別な用事がないのに訪問することに抵抗を感じる人もいます。
訪問する際にチラシ（消費者被害やお知らせなど）等を持っていくと、対象者との会話のき
っかけにもなり活動がしやすくなります。

◎困りごとの相談を受けたり、異変を感じたら、あらかじめ校区や町で決めていた方法で関係
者に連絡を取りましょう。

◎活動をよりよいものにするため、活動者同士で定期的に情報交換を行うことも重要です。対
象者に変化がないか、専門職に相談した方が良いような気になることはないかなど、活動者
で情報を共有しましょう。また、活動上の問題点等については一人で悩まずみんなで解決策
を考え、必要に応じて区社協等に相談しましょう。

◎見守り活動の実践は自治会単位での取り組みが基本ですが、校区単位での情報共有も効果的
です。年に数回は校区単位で各町の取り組みをお互いに知り、抱えている課題についても話
し合うような場を持ちましょう。



別府6丁目2区班会議【城南校区】

- 名 称：別府6丁目2区ふれあいネット班
 参 加 者：地域のボランティア
 開 催 頻 度：2ヶ月に1回（その他、年3～4回の交流会を実施）
 会 場：茶山会館
 内 容：■活動開始時は、町内でボランティアを募り組織を立ち上げ、活動内容を協議して規約を作成。
 ■同意を得た対象者に合わせた訪問担当者を決め、担当者と民生委員の氏名と電話番号を明記したカードを初回に配付することを決定。
 ■活動開始後は、ボランティアが担当する高齢者を訪問した時の会話や様子、状況の変化などを報告し合い、内容を記録して高齢者の情報を管理。
 ■担当以外の高齢者の様子も記録で把握できることで、全員で高齢者を日頃から気にかけて、声かけすることが可能。
 ■花見会やクリスマスプレゼント配付を企画実践し、対象者との交流や、新たな対象者及び担い手の発掘に努めている。



団地棟単位での見守り活動班会議【大原校区】

- 名 称：モデル棟における棟単位での井戸端会議
 参 加 者：棟委員とボランティア
 開 催 頻 度：月1回
 会 場：ボランティア宅 または 団地集会所
 内 容：■棟単位で地図を見ながら井戸端会議を実施し、気になる人やボランティアを確認
 ■見守りの趣旨を説明するとともに、見守り希望者、ボランティアを募るために、チラシを全戸配布。
 ■見守り対象者とボランティアの組み合わせを決める。
 ■井戸端会議を月1回行うことでできたこと
 ・対象者の状況報告
 ・消費者被害等の情報交換
 ・安心情報キットや熱中症予防など、必要な情報はチラシで全戸配布
 ・対象者の抱える病気や障がい理解するための勉強会
 ・訪問のきっかけとなる絵手紙を作成する「絵手紙の会」を結成
 ■複数のモデル棟活動者同士が情報交換会を実施。お互いの活動を知る機会になると同時に、絵手紙の会を拡大し、サークル化することが決定。



校区全体の研修と各町内に分かれての情報交換【周船寺校区】

名 称：校区ふれあいネットワーク推進委員会
参 加 者：自治会長（町内会長）、民生委員、活動者
開 催 頻 度：年3回
会 場：公民館
内 容：■前半は校区全体で見守りに関する研修等を実施し、後半は各班に分かれて情報交換を実施。また、見守りに協力している関係機関（配達業者等の民間企業等）も参加し、活動者との意見交換なども実施。
■校区全体での方向性を確認でき、班会議が実施できるので活動者の負担も軽減。



町内定例会の活用【城浜校区】

名 称：町内定例会
参 加 者：町内会役員
開 催 頻 度：月1回
会 場：各町内集会所
内 容：■自治協や自治連など校区各種団体の定例会の報告や連絡事項を伝える場である「町内定例会」にて、新たに見守り活動に関する情報交換の時間を設けて実施。
■対象者の入退院の情報や気になることについて、情報共有を行う。
■対象者の抱える個別課題については町内定例会で対応を話し合い、必要に応じて町内会長から社協の地域担当職員やいきいきセンター等の相談窓口につなぐ。
■緊急対応等の事例があった場合には、校区単位の見守り活動定例会「つながりマップ会議」にて、町内会長が報告し、他町内の活動者とも共有する。
■町内定例会で出された意見をもとに、「つながりマップ会議」で研修を行うこともある。
（例：認知症の対象者への声かけをどうしたらいいかわからない→見守りの協力に同意した医療機関の専門医による勉強会開催）

【ステップ4 Q & A（課題と対応策）】

Q & A

Q 4-1

定期的な情報交換のやり方がわからない。

A 4-1

新しい情報交換の場を作ったり、既にある地域の定例会議の場を活用してみましょう。

☆モデル校区では、見守りの情報交換の場を設けている地区もあれば、自治会定例会の場を活用した情報交換をしている地区もありました。

☆モデル校区では、情報交換の必要性を活動者に何度も、地域福祉ソーシャルワーカーが説明し、それぞれの校区や町内で開催可能な形で、定期的に情報交換ができるよう支援しました。

Q 4-2

対象者から困りごとの相談があったときの対応や、認知症高齢者への接し方などがわからない。

A 4-2 (1)

関連する制度や認知症について学ぶ機会をつくりましょう。

☆モデル校区では、安否確認に活用できる公的サービスの学習会を実施したり、地元の医療機関やNPO等から講師を招き、認知症高齢者等への接し方等の勉強会を企画し、活動者のスキルアップを図りました。

☆福岡市では、認知症を正しく理解し、認知症の人と家族を温かく見守る、認知症サポーターを養成しています。地域で養成講座を開催するには、お住まいの区保健福祉センター地域保健福祉課までご相談ください（50頁参照）。

☆また、公的社団法人認知症の人と家族の会福岡県支部では、「認知症に関すること」「介護に関すること」「高齢者福祉に関すること」などの相談に、介護経験者が応じています。

<認知症や介護に関することなどの相談先>

公益社団法人 認知症の人と家族の会 福岡県支部

住 所：中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ4階 団体連絡室

電話番号：092-771-8595

相談日時：火・木・金（第3火曜日は除く）11:00～15:00

A 4-2 (2)

適切な相談機関につなぎましょう。

☆福岡市では、高齢者の総合相談窓口として「いきいきセンター」（地域包括支援センター）を設置しています。対象者が介護保険サービスを必要としていたり、また専門的な支援が必要と思われる場合には、お近くの「いきいきセンター」に相談しましょう。

☆専門的な支援が必要な高齢者を把握し適切な機関につなぐことは、見守り活動の重要な機能の一つです。

☆モデル校区では、活動者から相談を受けた場合には、地域福祉ソーシャルワーカーが活動者との同行訪問や状況把握、他機関との連絡調整など、活動者の方々と一緒に解決に向けた支援を行い、活動者の負担軽減に努めました。

Q 4-3

見守りのために訪問するのはいいが、訪問して何を話したらいいかわからない。

A 4-3

地域の行事の案内や季節に合わせた注意喚起の情報提供から始めましょう。

- ☆見守りのための訪問は、対象者の安否確認やちょっとした変化・困りごとの気づきにつながります。まずは、お住まいの校区や町内の行事案内、季節にあった注意喚起（熱中症など）の情報提供から始めて、徐々に信頼関係を築いていきましょう。
- ☆季節にあった注意喚起や消費者被害の情報提供は訪問のきっかけになるだけでなく、見守り対象者への啓発にもつながります。
- ☆対象者との信頼関係ができてくると、ちょっとした世間話も気軽にできるようになります。見守り対象者の話し相手になることで、不安や孤独感の軽減にもつながります。
- ☆モデル校区では、「熱中症」「ヒートショック」「消費者被害」「交通安全」のチラシやボランティアが作成した「絵手紙」などを訪問時のツールとして活用し、訪問しやすい工夫をしたところもありました。

<ちょっとした変化とは・・・>

いつもに比べて、「顔色が悪い」「元気がない」などの体調の変化、同じ事を何度も言ったり聞いたり、会ったばかりの人の名前を忘れるなどの物忘れ、衣類や身体が清潔に保てていない、身体にあざや傷があるなどの身体的な変化は、「病気」や「認知症」「虐待」などの可能性があります。変化に気づいたら、病院受診を勧めたり、民生委員やいきいきセンター、社会福祉協議会などに相談をしましょう。

Q 4-4

見守りのための訪問に抵抗がある。もっと気軽にできる見守り方法はないか？

A 4-4 (1)

既存の自治会活動を活用してみましょう。

- ☆既存の活動を見守りとして活用すると、活動者の負担も少なくて済みます。
- ☆モデル校区では、町内清掃や共益費徴収、市政だよりの配布などの、既存の自治会活動の機会を活用して、見守り対象者への声かけや安否確認を行う仕組みづくりを進めました。

A 4-4 (2)

地域行事を活用しましょう。

- ☆モデル校区では、対象者に『出てきてもらう』見守りとして、地域行事の場を利用しました。見守り対象者に地域行事に参加してもらうことで、複数の対象者の安否確認が一度にできるというメリットもあります。
- ☆見守りの基本である、住民の「つながりづくり」のためにも、地域行事は有効ですが、見守りする上で、気になるのは「行事等に参加しない人」です。
- ☆根気強く参加の声かけを続けることはもちろん、その人と交流のある住民から誘ってもらうなど工夫し、行事への参加を促しましょう。

A 4-4 (3)

ふれあいサロンを活用しましょう。

- ◇地域行事と同様に、ふれあいサロンについても、対象者に『出てきてもらう』見守りとして有効です。サロンを増やしたり、開催回数を増やすなどのサロン活動の拡充とともに、見守り対象者にサロンに参加してもらうための声かけ等の工夫が必要です。
- ◇サロンは、定期的に行われるため参加者・ボランティアが顔見知りになり、普段の生活の中で挨拶を交わしたり、互いに気にかけるようになる、という相互見守りの効果があります。
- ◇あるサロンでは、サロンボランティアが75歳以上の高齢者宅を全戸訪問し、次回サロンの案内と、参加の呼びかけを行い、同時に安否確認も行っています。こうした継続的な声かけにより、参加者が徐々に増えています。また、別のサロンでは、サロン参加者が未参加者への呼びかけを行うことで、参加者増につながっています。
- ◇モデル校区では、ふれあいサロンの新規立ち上げのほか、サロンに役立つ情報の提供や、ボランティアのスキルアップ講座の企画・講師の紹介などの支援を、地域福祉ソーシャルワーカーが行いました。

※本会が実施した「ふれあいサロン」アンケート調査（平成25年11月）によると、サロン開催時以外でボランティアが利用者の見守りを行っているサロンが51.0%、参加者同士で見守りを行っているサロンが57.9%と、半数以上のサロンで見守りにつながっているという結果が出ています。

A 4-4 (4)

新しい交流事業を企画し、見守り対象者等の「居場所」を増やしましょう。

- ◇対象者に『出てきてもらう』見守りとして、見守り対象者を始めとした住民のための交流の場（居場所）を新たに作ることも効果的です。
- ◇モデル校区では活動者からのアイデアで次のような新しい交流事業が生まれました。

＜モデル校区で新たに開始した主な交流事業＞

交流農園	高齢者を中心とした交流農園（毎日） 町内の空き地を活用し、高齢者（見守り対象者含む）が利用できる農園を実施。 収穫した野菜を調理し、世代間交流（収穫祭）も実施。
健康体操	高齢者を対象とした健康体操（月1回） 健康体操を指導できる町内の人材を活用し、住民に身近な集会所で高齢者を対象に開催。
健康マージャン教室	高齢者を対象としたマージャン教室（週1回、月1回） 経験者は互いに楽しみ、初心者は経験者から指導を受ける交流サークルを実施。
傾聴サロン	地域住民を対象とした産業カウンセラーによる傾聴サロン（月2回） カウンセラーの資格を持つボランティアが、一人一人の話に傾聴する場を実施。
ソフトダーツ会	高齢者を対象としたソフトダーツ会（週1回）
交流カフェ	地域住民を対象にした交流カフェ（2ヶ所・月1回） スタッフも参加者も同じスタンスで楽しめる地域カフェを実施。実施時間内は誰もが自由に参加ができるオープンカフェ。
シニア茶話会	高齢者を対象とした茶話会（月1回）

Q 4－5

活動に関わっている人以外にも見守り活動を知ってほしい。どうやって周知したらよいか？

A 4－5（１）

見守るポイントを整理し、住民に知らせましょう。

- ◇モデル校区では、誰にでもできる見守りのポイント、孤立死しないための注意点、緊急時の対応例をわかりやすくまとめ、住民へ配付するなどしています。⇒41～42頁参照
- ◇モデル校区では、マニュアル作成の企画等を活動者の方々と一緒に考え、素案作成を支援しました。
- ◇マニュアル作成などにかかる費用は、「ふれあいネットワーク助成金」や「校区社協助成金」も活用できます。助成金の効果的な活用についても、地域で話し合ってみましょう。

A 4－5（２）

より多くの住民へ説明する機会を持ちましょう。

- ◇モデル校区では、活動に関わっている人以外にも広く呼びかけ、見守りの必要性や見守りの活動内容について認識を深めてもらうための研修会を開催しました。
- ◇研修会では、「孤立死」の現状説明や誰にでもできる見守りのポイント（42頁参照）を説明し、見守りの協力を呼びかけました。モデル校区では、こういった研修会がきっかけとなり、家のお風呂場で脳梗塞で倒れた住民の異変に、隣人の方が気づき、一命をとりとめた事例もありました。
- ◇研修会は、地域福祉ソーシャルワーカーが講師となって見守りの必要性を伝えるほか、行政やNPO等から高齢者支援に関する制度や施策、事業説明などを実施しました。
- ◇また、自治会の総会や交流事業など、見守り活動に関わっている人以外が集まる場を活用して周知していくことも一つの方法です。

A 4－5（３）

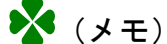
（団地の場合）階段の掲示版を利用して周知しましょう。

- ◇モデル校区では、団地住民に対して活動を周知する方法として、階段等ごとに設置されている掲示版を利用して、見守り活動の周知や、異変発見時の連絡先等の見守りに関する情報提供を行いました。このように住民が日常的に目にする機会が多い場所等を活用して、周知や啓発を行うと効果的です。

団地では、家の中の様子が見えにくい構造のため、数日応答がないと倒れているのか、留守なのかわかりにくい。よい確認方法がないか？

「不在にしますカード」を使ってみましょう。⇒47頁参照

- ◇モデル校区では、所在確認のツールとして、不在連絡カード（不在にしますカード）を作成しました。見守り対象者が、団地内の決められた場所にカードを投函して自分の不在予定を知らせる仕組みです。
- ◇このカードを見守り対象者に配付したことにより、対象者からの情報発信を促す啓発にもなり、カードを投函せずに自分から不在を電話で伝えてくる人も増えました。
- ◇戸建て地区でも、住民にわかりやすい場所（集会所のポスト等）を提出先にすることで活用できます。

[illegible]

第3章 お役立ちツール

今回のモデル事業で使用した見守りの仕組みづくりに役立つツール(様式)や手法などをご紹介します。

1. ワークショップ

ステップ2 関連

(1) 東若久校区／ふれあいネットワークリーダー研修会

概 要	・見守り活動を推進する各町のリーダー的人材が集まり、校区を取り巻く現状や課題を共有した上で、町ごとに今後の見守り活動の取り組み目標を協議。 ・町単位で体制づくりに取り組むことで校区全体の見守りを充実させていくという方向性を共有した(このワークショップが、町単位の見守りの仕組みづくりのステップへ進んでいくきっかけとなった)。
参 加 者	各町の自治会役員、民生委員、校区社協ボランティア、シニアクラブ会長・女性部長など、見守り活動を推進するリーダー的な人材。
場 所	公民館講堂
プログラム	「町内のネットワークづくりを考える」
開 催 内 容 (第1回)	テーマ「ふれあいネットワークの現状と課題」 ①校区の高齢者を取り巻く現状について、クイズ形式で出題。 (高齢化率、高齢者人口、孤独死件数などについて出題) ②見守りに対する認識について、参加者で共有。 (見守りの頻度、対象者、範囲、機能などについて尋ね、旗揚げ方式でカウント。参加者の認識をお互いに確認) ③実際の取り組み事例の報告。 (進んだ取り組みを行っている2町より実践報告) ④見守り活動の課題を出し合い共有。 (見守り活動に対して感じている課題点を1人につき3つ出し合い、「見守る側が抱える課題」と「対象者が抱える課題」に分類して整理)
(第2回)	テーマ「ふれあいネットワークの充実・強化のために」 ①第1回の振り返り。 ②「見守り」の活動内容の確認と整理。 (見守りの具体的な活動内容を1人につき3つ出し合い、分類して整理) ③町ごとの見守り体制の現状確認と目標設定。 (②で整理した活動内容に沿って、各町で何にどれくらい取り組んでいるかの現状を確認。現状を踏まえ、今後の見守り活動の取り組み目標を町ごとに協議)

(2) 西陵校区／高齢者対策会議（拡大版）

概 要	- 参加者全員で、校区の現状を共有した後に各町内に分かれて、協議を行うスタイルの座談会。 - 戸建てを中心とした地区や公営団地で構成されている地区と大きく二つに分かれており、町によって状況が異なるため、町毎のワークショップを採用。
参 加 者	自治会長、民生委員、老人クラブをはじめとした、町内の高齢者のことに詳しい方。
場 所	公民館（全館貸し切り）
プログラム	「元気な高齢者を増やす」
開 催 内 容 （第1回）	①校区の現状（主に高齢化率）をクイズ形式で出題。 （現状を認識してもらうことと、クイズ形式で出題することで話しやすい雰囲気作り） ②町内ごとに分かれて、参加者が把握している町内の「課題」「活動につながりそうな人材」の情報を出し合い共有。 （付箋を使用し、課題はピンク、人材は青など色分けし、どんな意見が出たのかわかりやすく整理）
（第2回）	①第1回の振り返り。 ②町内ごとに分かれて、第1回で出した「活動に活かせる人材」と「課題」について、課題解決や人材を活かす活動のアイデアを出し合う （できないに関わらずアイデアを出し合うことが大切。付箋を使用し、活動のアイデアは黄色を使用）
（第3回）	①第2回の振り返り。 ②町内ごとに分かれて、第2回で出したアイデアの中で、今の町の状況（今いる人材）ですぐにでも取り組みができそうなものをピックアップ（個数は問わない）。選んだ取り組みを実施するための具体的な進め方を協議。

2. 住民アンケート ステップ2 関連

(1) 城浜校区／住民アンケート

町内のみなさんへ

城浜校区は福岡市が行う「高齢者等を地域で見守り支え合う仕組みをつくる事業」（地域福祉ソーシャルワーカーモデル事業）のモデル校区です。

毎月、住民の代表者（町内会長、民生委員、老人クラブ役員等）が集まり「つながりマップ会議」を開催し、話し合いをしています。

今後の参考にするため、皆さんの「地域でこんな仕組みがあるといいな」という声を、お聞かせください。

◆あなたの年齢（年代）に○をつけてください。

～50代 60代 70代 80代～

◆こんな仕組みがあればいいな…と思うことに○をつけてください。

- ア. ときどき集会所で集まってお茶を飲みながら会話を楽しみたい
- イ. ときどき集会所にお弁当を持ち寄って一緒に食事をしたい
- ウ. ときどき集会所に集まってみんなでテレビ・ビデオを見たい
- エ. 年代を超えて住民同士の交流がしたい（高齢者と子どもとの交流など）
- オ. ゴミ出しを手伝ってほしい
- カ. 電球の取り替えや簡単な作業（衣替えなど）を手伝ってほしい
- キ. 定期的に自分の安否を確認してほしい（元気にしているか声を掛けてほしい）
- ク. 定期的に訪問してほしい
- ケ. 話し相手になってほしい
- コ. 自分に何かあったとき（入院など）に家族や親族等に連絡をしてほしい
- サ. 校区内に何でも相談できる窓口があったらいい
- シ. その他（自由に書いてください）

※ご協力ありがとうございました

※町内総会でご提出してください。総会を欠席される方は委任状と一緒にご提出ください。

(2) 東花畑校区・東若久校区／住民アンケート

東花畑校区 日常生活や生活支援等に関する意識調査

東花畑校区で生活する、支援が必要な高齢者等の日常生活における状況や困り事を把握し、今後の校区における地域福祉活動の取り組みを検討する際に参考にするとともに、高齢者等に対する支援・サービスの向上・推進に資することを目的に調査を実施します。

この調査は、南区保健福祉センター、福岡市社会福祉協議会、南区社会福祉協議会、東花畑校区地域福祉“5愛”推進会が共働で実施するものです。なお、調査にあたっては校区の民生委員・児童委員が訪問し、聴き取りを行います。

お名前や住所などの個人情報はこの調査票には記入しません。また、調査結果は統計的に処理をし、使用しますので、個別の調査内容が外部に知られることはありません。

→調査に15分程度のお時間がかかりますが、ご協力をお願いします。

【1】 普段、どれくらいの頻度で外出しますか。

1. ほぼ毎日 2. 週2～4回 3. 週1回 4. 月に数回 5. ほとんど外出しない
(週5回以上)

【2】 普段、どれくらい人と話す機会がありますか。(家族、友人、ご近所の方など、誰でも可)

1. ほぼ毎日 2. 週2～4回 3. 週1回 4. 月に数回 5. ほとんど話さない
(週5回以上)

【3】 普段、福祉や健康に関する情報をどのようなところから得ていますか。 ※複数回答可

1. 市政だより 2. 校区内広報紙(公民館だより、社協だより等) 3. 町内の回覧
4. テレビ 5. 新聞・雑誌 6. 行政機関(区役所・保健福祉センターなど)
7. 公民館 8. 病院 9. いきいきセンター(地域包括支援センター)
10. 家族・親族や友人 11. 校区担当保健師 12. ヘルパー 13. 民生委員
14. 町内会長 15. ご近所の人(民生委員、町内会長以外)
16. その他()

【4】 地域住民による安否確認や見守り活動について、あなたの考えに最も近いものに○をつけてください。

①あなた自身は、日常的な安否確認や見守りを受けたいと思いますか。

1. はい 2. いいえ 3. どちらともいえない

②普段、地域住民の方が安否確認等のために自宅を訪問することについてどう思いますか。

1. 訪問してもよい(訪問してほしい) →③へ
2. 訪問しなくてよい(訪問してほしくない)
(しなくてよい理由:) →【5】へ
3. 災害時や緊急時のみ訪問してほしい →【5】へ
4. 訪問する人による(訪問してよい人は誰ですか?) →③へ
5. その他() →③へ

③地域住民の方が自宅を訪問した際、してほしいと思うものがあれば○をつけてください。
※複数回答可

1. 話し相手になってほしい
2. 福祉サービス・健康等の情報を提供してほしい
3. 困ったこと等の相談を聴いてほしい
4. その他 ()
5. 安否確認のみの訪問でよい

【5】日常生活の中で自分や家族だけでするのに困る（困ったことがある）ことや、少し不便だと感じるものがあれば○をつけてください。 ※複数回答可
複数回答された方はその中でも最も困っていることに◎をつけてください。

1. ゴミ出し
2. 掃除、洗濯
3. 布団干し
4. 炊事
5. 買い物
6. 電球のとりかえ
7. 衣替えや模様替えの作業（例：家具類の移動、布団・衣類の出し入れなど）
8. 草取り、庭木の剪定
9. 家屋の修理（例：網戸やふすまの張り替えなど）
10. 近所への外出（散歩など徒歩で移動する外出）
11. 少し遠くまでの外出（通院・買い物など、バスや車などで移動する外出）
12. その他 ()

【6】上記【5】のような日常生活のちょっとしたことを、同じ地域に住む住民が無料もしくは安価で支援・サポートしてくれるサービスがあったら利用してみたいですか？

1. 利用したい
2. 内容によっては利用したい
3. あまり利用したくない（理由： ）

【7】その他、生活の中で困っていること、知りたいことなどがあれば教えてください。

()

【回答者について】※わかっていれば聞き取りをせずに、質問者が記入してもかまいません。

- ・町 名 :
- ・性 別 : 男 ・ 女
- ・年 齢 : 歳（平成24年7月1日現在）
- ・介護保険: 要介護 ・ 要支援 ・ なし ・ 不明
- ・介護保険サービス利用: 通所(デイサービス等) ・ 訪問介護(ヘルパー等) ・ その他() ・ 利用なし ・ 不明
- ・世帯構成: 一人暮らし ・ 高齢者夫婦のみ ・ 65歳未満の人と同居
その他() ・ 不明

【この調査に関するお問い合わせ先】

- 福岡市社会福祉協議会 地域福祉課 092-720-5356（担当: ）
○南区保健福祉センター 地域保健福祉課 092-559-5132（担当: ）

3. 見守りマップ

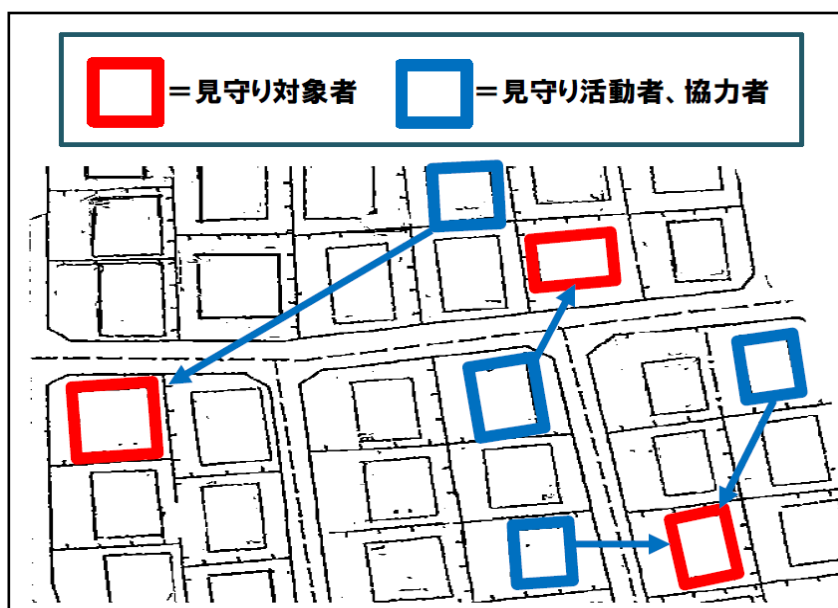
ステップ3 関連

◇地図上に、見守り対象者、見守り活動者や協力者（近隣住民等）を表示し、矢印の線で結ぶことで、「誰が誰を見守っているか」という状況が目で見えてわかるようになり、活動者同士で見守り活動の状況を確認・共有しやすくなります。

◇その他にも見守りに関連する情報をマップに追加していくことで、より活用できるマップになります。どのような情報を表示するかは各地域で話し合いましょう。

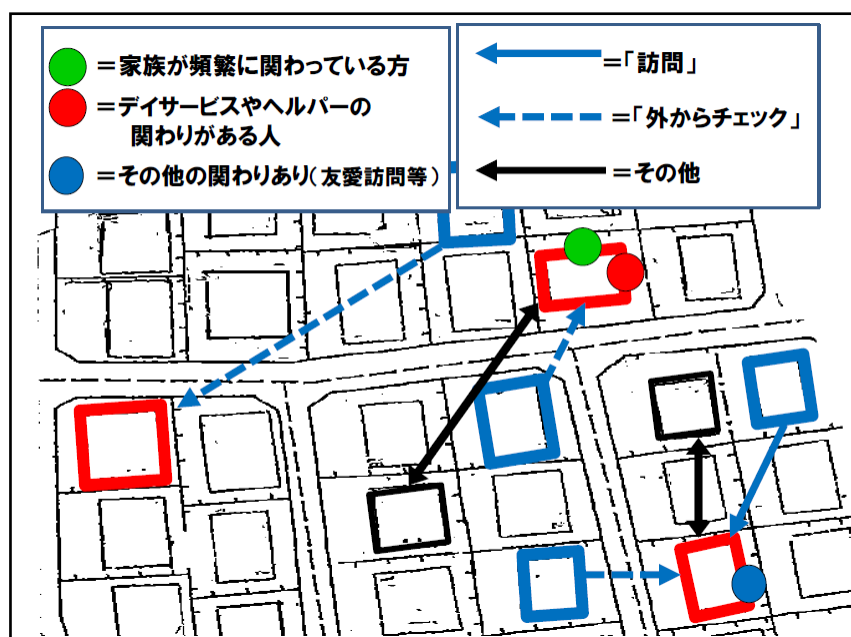
◇ただし、マップをつくること自体が目標ではありません。見守り体制の改善や新たな対象者・協力者を探すために使用するなど、マップを実践的に活用していくことが大切です。

① 戸建て地区／入門編（対象者と見守り活動者の組み合わせのみを表示したマップ）



② 戸建て地区／応用編

（見守り方法ごとに矢印の種類を変え、見守りに関連する参考情報も表示したマップ）



③団地編（対象者の福祉サービス情報や近所づきあいの状況を表示したマップ）

見本

()区町内 (10)棟

※緊急連絡先は記入しない

					406 母とマツ				
		302 佐藤 一郎		304 田中 美					
201 山田 花子 10-202 11-101						207 川口 次郎 10-208 10-109			210 村とロシ
		103 山口 太郎							

— : カルテ提出者

● : 福祉サービス利用

● : 友愛訪問対象者

— : 気になる人

● : 親族・近隣住民の訪問

(○) : 安心情報キット

4. 対象者への同意書

ステップ3 関連

(1) 城浜校区／同意書・見守りカルテ

表

城浜校区自治連合会より 情報提供のおねがい

○城浜校区は近年少子高齢化が進み、高齢化率は東区で最も高い約 36%で、3人に1人は高齢者という状況です。またひとり暮らし世帯も多いため、高齢者に限らず「孤立死」という悲しい事態も起こっています。

○地震・水害などの災害のときや、自分や家族ではどうしようもない困ったことが起こったときには公的な支援とともに「地域での助け合い支えあい」が頼りですが、日頃から住民同士が顔の見える関係でなければ、地域で助け合うことは難しくなります。

○城浜校区では安心して住み続けられる地域にするため、どこに誰が住んでいるか、緊急時の連絡先、かかりつけの病院…などの情報を町内会で把握して名簿を作り、日頃から地域で見守り、助け合えるような「つながりのある校区」にしたいと考えています。

○趣旨を御理解のうえ、ご自身の情報提供にご協力いただきますよう、お願いいたします。

○みなさまの個人情報は、町内会活動や地域福祉活動に活用させていただくことがあります。地域福祉活動に活用する際は、校区自治協議会・校区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会で共有します。

○みなさまの個人情報は城浜校区自治連合会・各町内会長が、細心の注意を払って保管します。

私は、見守り活動をはじめとする地域福祉活動に活用するため、個人情報を提供することに同意します。

棟 号 署名： _____

(2) 東花畑校区／中尾3区町内会 同意書

様式1:同意書

中尾3区町内会の支援体制づくりについて（お願い）

中尾3区町内会

会長 ○○ ○○

✚地震などの災害時や、自分や家族ではどうしようもないような困ったことが起こったときには「地域での助け合い・支えあい」が重要ですが、日頃から住民同士が顔の見える関係でなければ、地域で助け合うことは難しくなります。

✚中尾3区町内会では安心して住むことができる地域を目指し、支援が必要な人がどこに住んでいるか、などの情報を町内会で把握して、日常的な見守りや災害時の助け合いができるような「つながり」をつくっていきたいと考えています。

✚お聞きした個人情報は、**町内会長が責任を持って管理し**、町内会における災害時支援の体制づくりや見守り活動、緊急時などに活用させていただくことがあります。必要時に最低限の情報を使用するものであり、広く町内や町外の住民へ個人情報を公開することはありません。

✚情報の共有範囲は原則、中尾3区町内会内の支援組織である「中尾3区5愛会」（町内会長をはじめ町内会役員三役、民生委員、ふれあいネットワーク班長、シニアクラブ会長）のメンバーとあなたを担当する支援者のみとし、各自細心の注意を払い外部へ漏れないよう厳正に管理します。

✚趣旨をご理解のうえ、ご自身の情報提供にご協力いただきますよう、お願いいたします。



き り と り

中尾3区町内会長 様

平成 年 月 日

私は、見守り活動をはじめとする地域福祉活動に活用するため、個人情報を提供することに同意します。

中尾 丁目 ー

署名： ㊟

（※自筆の場合は印鑑は要りません）

ステップ3 関連

(1) 東花畑校区／中尾3区 協力依頼書

樣式2：協力依頼書

組長 様

中尾三区町内会
会長 ○○ ○○

中尾3区“5愛会”

災害時・平常時の支援体制づくりについて

●東花畑校区の体制づくりの取り組みについて

東花畑校区では、高齢者等の皆さんが安心して生活できるよう、平常時・災害時を問わず地域住民同士で支え合う体制づくりに取り組んでいます（東花畑校区



※取り組みには、自治協議会、町内会連合会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、自主防災・防犯協議会、シニアクラブ連合会、公民館など各種団体が参加しています。

●あなたの組内の見守り対象者は下記の方です。

名 前	連絡先など	支援者	訪問担当者

●組長さんにはできる範囲での見守りをお願いしています。

- ☐ 広報などの配布物をなるべく直接手渡しする。
- ☐ 郵便受けに新聞などが溜まったままになっていないか見る。
- ☐ 電気がついたまま(消えたまま)になっていないか見る。
- ☐ 窓やカーテンが開いたまま(閉まったまま)になっていないか見る。
- ☐ 何日も洗濯物が干したままになっていないか見る。

※必要以上に注意してチェックすることは望ましくありません。家の前を通る時や組長としての活動の機会などに、さりげない見守りをお願いします。

※見守りをしていた中で、気になることや異常等を発見された場合は、下記へご連絡ください。

連絡先

町内会副会長：△△ △△(TEL:500-0000)

民生委員：□□ □□ (TEL: 500-0000)

6. 活動マニュアル ステップ3 関連

(1) 城浜校区／見守りマニュアル

城浜校区見守りマニュアル

城浜校区では「孤立を防ぐ～長期間発見されない孤立死をなくす～」を目標に、町内・棟単位で高齢者等の見守り活動に取り組んでいます。見守りを希望する方は、町内会長・組長・民生委員にご連絡ください。

誰が見守り活動をしているの？

町内会長・民生委員と棟の組長等が中心となって取り組んでいます。



誰を見守っているの？

ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方等で、「見守りカード」(*)を町内に提出した方を中心に見守っています。

どんな見守り活動をしているの？

- 町内清掃時の声かけ・安否確認
- 共益費徴収時の声かけ・安否確認
- 日常生活の中での外からの見守り

(*)「見守りカード」とは…

自分の身に何かあったときに備えて、親族など緊急連絡先を町内会長に届け出る書類。地域での見守り活動への同意書も兼ねています。提出を希望される方は町内会長へお問い合わせください。

「孤立を防ぐ～長期間発見されない孤立死をなくす～」ためには「あなた」の協力が必要です。

あなたにもできる！見守りのポイント

孤立死の未然防止・早期発見には、住民一人一人が近隣同士でお互いを気遣い、安否を気にして普段の生活の中で自然な見守りを行うことが大事です。



気になったら、町内会長・組長、民生委員に連絡をしましょう

あなたは大丈夫？ 悲惨な孤立死をしないために…

何日も発見されないような悲惨な孤立死をしないためには、自分自身で日頃から心がけておくことが必要です。特に一人暮らしの場合は、年齢を問わず誰もが孤立死の危険性があることを自覚して、行動しましょう。



あなたの姿が見えないことに、誰かが気づいてくれますか？

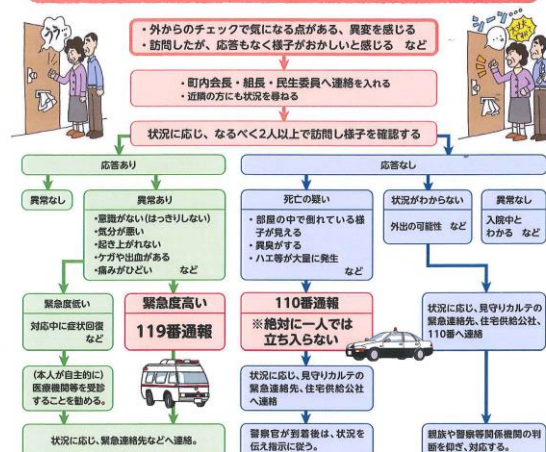


(*)「不在しますカード」とは…

入院や長期旅行などで留守にする際に、町内会長や組長などに不在を連絡するためのカード。「家の中で倒れているのではないかと誤解を生まないように、事前に自分から連絡をしておきましょう。カードが必要な方は、町内会長・組長へお問い合わせください。

緊急時の対応手順

対応した内容や時刻等を記録・メモに残しておきましょう。



※緊急時には複数人で、慎重に対応しましょう。(決して一人では対応しない。)

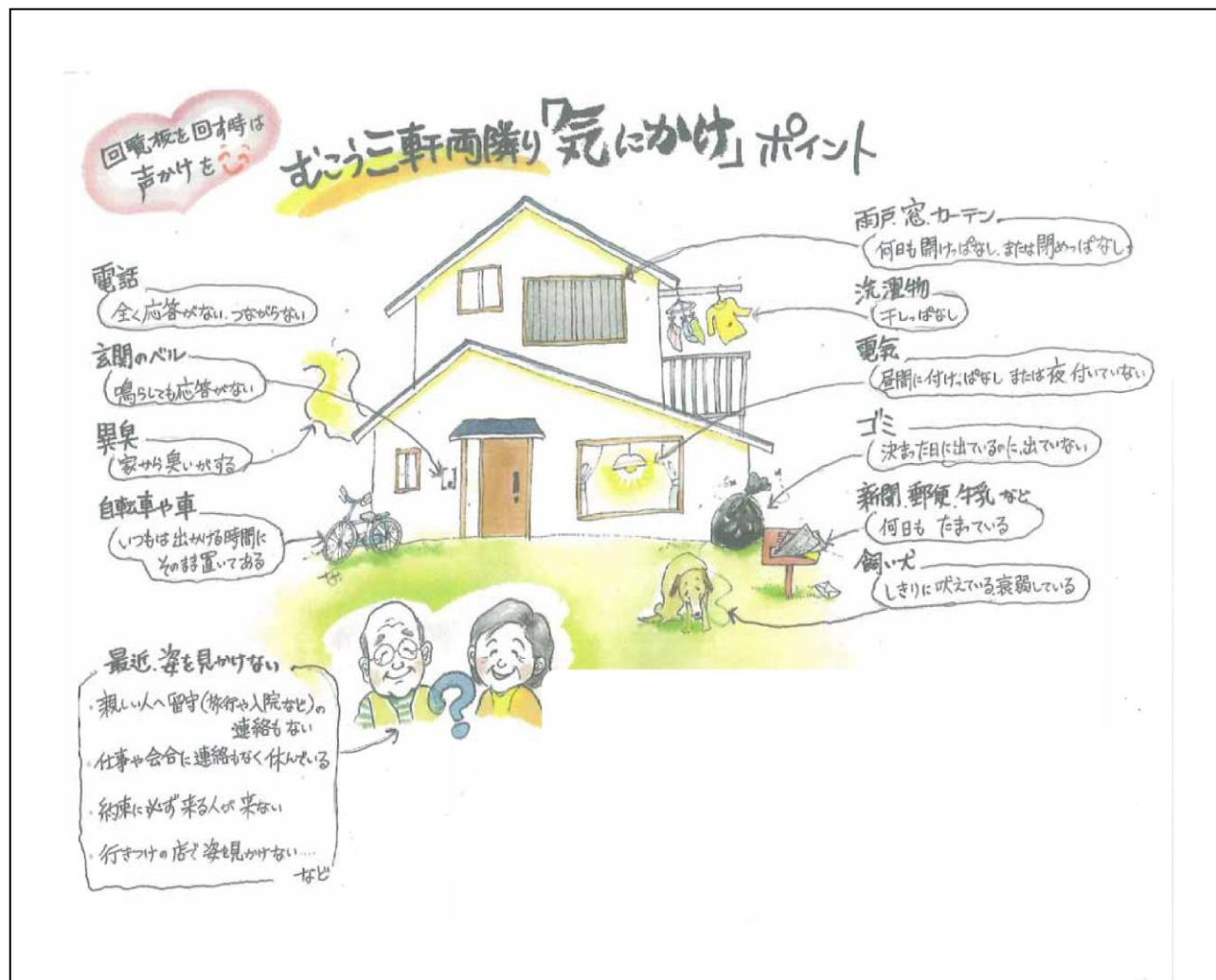
※状況により警察の事情聴取に応じるなど、必要なことは協力しましょう。

※警察がすぐに家の中へ立ち入るとは限りません。家の中の状況が全くわからない場合や親族等の同意がない場合などは、警察も慎重な対応をすることがあります。

緊急時や異常を感じた時の連絡先		関係機関	
自治会長:	棟 号	警察	110番
民生委員:	棟 号	東警察署 名島交番	092-681-6283
※まず町内会長、民生委員などへ連絡し、そこから必要な関係機関・親族等の緊急連絡先等へ連絡をとりましょう。		東警察署 生活安全課	(代)092-643-0110
高齢者に係る相談窓口		救急・消防	119番
東第1いさいセンターふくおか(地域包括支援センター)		福岡市住宅供給公社 (昼)	092-271-2563
TEL092-663-5711(平日 9時～17時)			092-271-2558
その他見守り等についての問い合わせ			(夜間・休日)092-282-3833
東区社会福祉協議会		福岡県住宅供給公社 (昼)	092-713-1683
TEL092-643-8922(平日 9時～18時)			(夜間・休日)092-751-9686

このマニュアルは、「福岡市地域福祉ソーシャルワーカー・モデル事業」に取り組んでいる「城浜校区つながりマップ実行委員会」が編集しました。

(2) 戸建て版見守りのポイント



資料提供：筑紫野市介護を考える家族の会

7. 見守り活動記録

ステップ3 関連

(1) 西陵校区／下山門団地2区 見守り活動チェック表

下山門団地2区 見守り活動(ふれあいネットワーク)チェック表

(平成 年 月)

○見守り対象者

棟	号数	名前
---	----	----

【安否確認】 ○:変わりなし △:少し注意が必要 ×:要注意

「部屋の外」からの確認ポイント	／	／	／	／
○郵便受けに新聞などが溜まったままになっている				
○電気がついたまま(消えたまま)になっている				
○窓やカーテンが開いたまま(閉まったまま)になっている				
○何日も洗濯物が干したままになっている				
○異臭がする				
○収集日と違う日にゴミが出ていることが時々ある				
○最近見知らぬ人や業者がよく出入りしている				
○家の中や周りに色々なものが置きっぱなしになっている				

「訪問」での確認ポイント	／	／	／	／
○表情が暗い、乏しい、硬い、元気がないなど、いつもと様子が違う				
○急に痩せたり、入退院を繰り返すなど、体調が良くない様子である				
○訪問したことを覚えていないなど、物忘れがひどい様子である				
○ついさっき話したことを繰り返し何度も話す				
○季節とずれた服装をしていたり、身なりに気を遣わない様子である				
○怒りっぽくなるなど、性格が変わったような気がする				

※必要以上に注意してチェックすることは望ましくありません。
部屋の前を通る時など、日常生活の中でさりげない見守りを心がけましょう。

※異変を感じた場合は、自治会長にご連絡下さい。

茶山団地 ふれあいネットワーク 活動記録表

訪問活動者組



見守り対象者		世帯		状況	他	訪問日	訪問時の様子
氏名		独居	夫婦	寝	災害	月 日	
						月 日	
住所 5丁目番 号	氏名	親子	同居	身障	行政	月 日	
						月 日	
住所 5丁目番 号	氏名	独居	夫婦	寝	災害	月 日	
						月 日	
住所 5丁目番 号	氏名	親子	同居	身障	行政	月 日	
						月 日	
住所 5丁目番 号	氏名	独居	夫婦	寝	災害	月 日	
						月 日	
住所 5丁目番 号	氏名	親子	同居	身障	行政	月 日	
						月 日	
住所 5丁目番 号	氏名	独居	夫婦	寝	災害	月 日	
						月 日	
住所 5丁目番 号	氏名	親子	同居	身障	行政	月 日	
						月 日	

【注意事項】

- このカードはふれあいネットワーク活動以外での使用を禁じます。また、個人情報になりまますので取り扱い・管理には十分ご注意ください。
新しい対象者は、次回班会議に報告して下さい。訪問をした方が良い、一時的に訪問したほうが良いなど、必要と感じた方には訪問して下さい。
訪問時や見守り活動中に異変を感じた場合は、民生委員や社会福祉協議会まで連絡をお願いします。【城南区社会福祉協議会 092-832-6427】

(3) 城南校区／茶山6丁目 「笑いあい隊」活動記録表



1区

笑いあい隊活動記録



活動期間 月 日～ 月 日

見守り隊名	
班 長 名	

日にち	時 間	対象者氏名	場 所	状 況	備 考
	時 分ごろ				
	時 分ごろ				
	時 分ごろ				
	時 分ごろ				
	時 分ごろ				
《ひとくちメモ》					

状況は、さりげなく見守りをした際の活動記録です。お元気な場合や会話内容、気がかりなことがある場合（左面参考）など、対象者の様子をご記入ください。

これは、会議時に様子を報告いただくための参考メモです。提出などはありません。

見守りチェック！このような状況があれば記入してください！

ご近所にこんな方、いませんか？



※表面記録カード状況の欄に番号を記入しても構いません。

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| ①新聞や郵便が溜まっている | ②近所との交流がない |
| ③洗濯物が干しっぱなしになっている | ④最近目立ってやせてきた、顔色が悪い |
| ⑤庭や家屋の手入れがされなくなった | ⑥最近、姿を見かけない |
| ⑦電話や訪問に応答がない | ⑧季節に合わない服装をしている |
| ⑨深夜や早朝（日の出前）に出歩いている | ⑩道に迷っている様子である |
| ⑪電灯がつかっぱなし。あるいはよるになってもつかない | |
| ⑫日中でも雨戸やカーテンが閉まりっぱなしになっている | |
| ⑬家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする | |
| ⑭その他（備考の欄に詳細を記入すること） | |



このチェック項目のどれかに当てはまる場合、普段と違う状態の可能性があります。このような日頃とちょっと違う気づきは、何気ない挨拶や声かけ、さりげない目配りから発見することができます。

《笑いあい隊》から始まる茶山6丁目のご近所づきあい、広めていきましょう！

※訪問時に異変に気づいた場合は、リーダーに連絡をお願いします。また、緊急対応が必要な際には、落ち着いて警察【110番】や救急【119番】に連絡してください。

◆1区班長：□□【☎□□□□□□□□】 ◆1区担当民生委員：□□【☎□□□□□□□□】

8. 見守りボランティア募集チラシ

ステップ3 関連

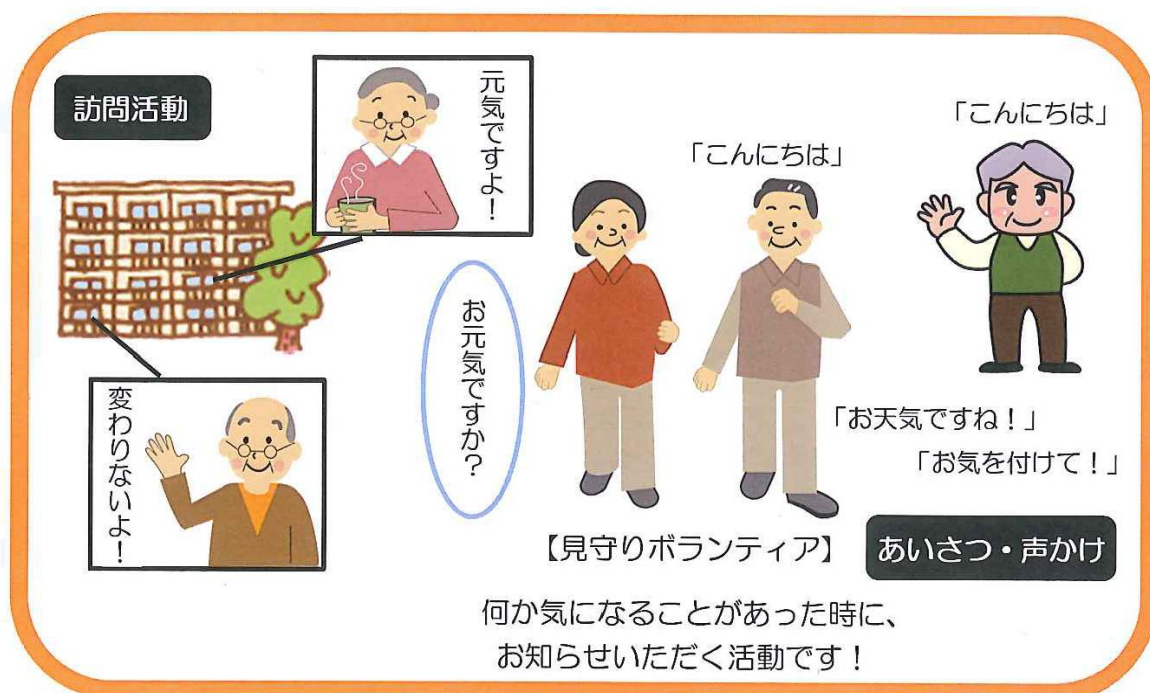
(1) 城南校区／荒江団地自治会 見守りボランティア募集チラシ

【荒江団地自治会】

見守りボランティアを募集します！

荒江団地では、高齢者やちょっとした見守りを希望される方を対象に見守り活動を開始するための準備を進めています。

見守り活動は、ボランティアが話をしたり、顔や様子を見て変わりがないかを確認する訪問活動や、団地内やその周辺でお会いした時にあいさつ・声かけをする活動です。ボランティアには、お気づきの事があった時に民生委員や専門の窓口（関係機関）につなぐ、いわば《気配りパイプ役》です。



お近くに住んでいる方がその時に抱えている課題・問題を少しでも早く発見して、安心して生活が出来ることを目的としていますので、お気軽に参加いただければと思います。ボランティア協力いただける方は、2月28日までに、

【☎090-〇〇〇〇-××××】

【地域福祉ソーシャルワーカー：□□】までご連絡をよろしくお願いします。

*この見守りボランティア募集については、荒江団地自治会の協力を得て進めています。町内の皆様のご理解とご協力の程、宜しくお願いいたします。

— 城南区社会福祉協議会・荒江団地自治会 —

9. 不在にしますカード

ステップ4 関連

(1) 城浜校区／城浜団地 不在にしますカード

表

しばらく不在にします



※このカードは町内会長が保管します。

氏名：	住所：城浜団地	棟	号
-----	---------	---	---

町内会長・組長へ

() 月 () 日から、() 月 () 日頃まで、

不在にしますので、お知らせします。

不在の間、緊急の連絡がある場合は、下記へご連絡ください。

緊急連絡先：	電話番号：
--------	-------

※緊急連絡先には携帯電話や親族、入院先の病院などを記入してください。

裏

住民のみなさんへ

城浜団地では孤立死も発生していることから、住民の方の「姿が見えない」「連絡が取れない」場合に、大変心配することがあります。

入院や旅行、ご家族の所へ行かれるなど、しばらく不在にされるときには、町内会長や組長に一言ご連絡をお願いしたいと思い、このカードを作りました。

表面を書いたら、町内会長・組長・民生委員いずれかのポストに入れてください。

お戻りになったら必ず連絡をお願いします。このカードをお返しします。

城浜校区自治連合会

城浜校区つながりマップ実行委員会

※不在情報は町内会長・組長・民生委員で共有します。

※このカードは町内会長が保管します。

10. 見守り活動PRチラシ

ステップ4 関連

(1) 城南校区／茶山4丁目 ふれあいネットワーク PRチラシ

茶山4丁目ふれあいネットワーク 「青空」です！

ふれあいネットワークとは…

地域に住んでいるみんなが、「安心して」「健康で」「安全に」暮らし続けることができるように、一人では解決できないことや手助けを必要なことをご近所さん同士で助け合う見守り活動です。このふれあいネットワークは地域のボランティア活動です。

ご近所で助け合い、支え合い、何か心配に思ったり困った時でも「お互い様」と声をかけ合って笑って過ごせる地域を目指します。

■活動内容■



- ・町内の見守り活動・積極的な声かけ
- ・ご了承をいただいた方への訪問活動
- ・ご高齢者や地域のみなさんとの交流（茶話会やサロンの開催）



ふれあいネットワーク「青空」は、茶山4丁目自治会の協力をいただいて活動しています。

私たちが活動を支えるボランティアです！

《1区》〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇

《2区》□□・□□・□□・□□・□□・□□・□□

《3区》△△・△△・△△・△△・△△・△△・△△



私たちと一緒に活動していただける方はぜひご参加ください。

よろしくお願いします！

ふれあいネットワーク活動へのご質問は、城南区社会福祉協議会（☎092-832-6427 城南校区担当〇〇）までお尋ねください。

第4章 参考資料

＜モデル校区の概要＞

モデル校区		地域特性	総人口	高齢者人口	高齢化率	自治会組織数
1	城浜校区 (東区)	公営団地で構成される校区	3,821 人	1,473 人	38.6%	15 町
2	東若久校区 (南区)	戸建て中心の校区	7,625 人	1,914 人	25.1%	14 町
3	東花畑校区 (南区)	戸建て中心の校区	9,230 人	2,604 人	28.2%	14 町
4	大原校区 (早良区)	戸建て地区とUR団地で構成される校区	8,516 人	1,771 人	20.8%	6 町
5	西陵校区 (西区)	戸建て地区と公営団地で構成される校区	5,503 人	1,891 人	34.4%	12 町
6	周船寺校区 (西区)	戸建て地域に新たな開発が進んでいる校区	13,559 人	2,293 人	16.9%	8 町
7	城南校区 (城南区)	戸建て地区とUR団地で構成される校区	13,964 人	3,027 人	21.7%	10 町
8	金山校区 金山団地町内会 (城南区)	UR団地で構成される地区(UR団地のみの町内)	2,944 人	790 人	26.8%	1 町

※人口等は平成 25 年 8 月末現在の数値

モデル事業で培ったノウハウは、各区社会福祉協議会とも共有しています。

CSWのいない校区は区社協に相談すれば同様に支援や相談が可能です。

見守り活動を進める際は、是非、各区社会福祉協議会にご相談ください。

＜ 問い合わせ先一覧 ＞

市・区社会福祉協議会

名 称	所在地	電話	FAX
福岡市社会福祉協議会	中央区荒戸3-3-39	720-5356	751-1524
東区社会福祉協議会	東区馬出5-40-11 箱崎前田6ビル3階	643-8922	643-8923
博多区社会福祉協議会	博多区博多駅前2-19-24博多区保健福祉センター	436-3651	436-3652
中央区社会福祉協議会	中央区大名2-5-31 中央区役所1階	737-6280	737-6285
南区社会福祉協議会	南区塩原3-25-1 南区役所別館1階	554-1039	557-4068
城南区社会福祉協議会	城南区鳥飼5-2-25 城南保健所1階	832-6427	832-6428
早良区社会福祉協議会	早良区百道1-1-1 UMBE B.L.D1階	832-7383	832-7382
西区社会福祉協議会	西区内浜1-7-1ウエストコート姪浜 北山興産ビル1階	895-3110	895-3109

各区地域保健福祉課

名 称	所在地	電話	FAX
東区地域保健福祉課	東区箱崎2-54-27 東区保健福祉センター	645-1087	631-2295
博多区地域保健福祉課	博多区博多駅前2-19-24 博多区保健福祉センター	419-1099	441-0057
中央区地域保健福祉課	中央区舞鶴2-5-1 中央区保健福祉センター	718-1110	734-1690
南区地域保健福祉課	南区塩原3-25-3 南区保健福祉センター	559-5132	512-8811
城南区地域保健福祉課	城南区鳥飼6-1-1 城南区役所	833-4112	822-2133
早良区地域保健福祉課	早良区百道2-1-1 早良区役所	833-4362	846-8428
西区地域保健福祉課	西区内浜1-4-7 西区保健福祉センター	895-7078	891-9894

平成25年度 地域福祉ソーシャルワーカー・モデル事業報告書

「見守りの仕組みづくりマニュアル」

編集・発行／社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会
〒810-0062

福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ内

電 話／092-720-5356

FAX／092-751-1524